

令和7年度 第3回亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議 議事録（要旨）

□ 日 時 令和7年12月17日（水） 10時00分～11時30分

□ 場 所 亀岡市役所 市民ホール

□ 出欠状況

出席委員	金田 委員、鈴木 委員、杜 委員、吉田 委員、川口 委員、 石田 委員、野尻 委員、原田 委員
欠席委員	山内 委員
事務局	こども未来部 8名（部長、子育て支援課、こども家庭課、保育課） 健康福祉部 3名（部長、地域福祉課、障がい福祉課） 教育部 3名（部長、学校教育課、社会教育課） オブザーバー 2名（佐々木副市長、 （株）サーベイリサーチセンター大阪事務所）

1. 開会

- ・事務局より、資料の確認
- ・事務局より、欠席委員（山内委員）の報告
- ・事務局より、傍聴者（0名）、会議録作成・公開の報告

2. 議題

（1）（仮称）第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プランの計画素案について

- ・事務局より、資料1について説明
(質疑応答)

会長：（仮称）となっていたプランの名称も、これで案とするとのことである。

ご質問、ご意見はあるか。

委員：文言の整理について。「幼児教育」と出てくるが、長い間「就学前教育」と使っていた。行政としては、どちらが適切なのか。

事務局：行政としては「幼児教育・保育」と、教育・保育を並列にして使用している。「就学前教育」という使い方をする時もあるが、基本的には「幼児教育・保育」を使っている。

委員：狭い概念だと思う。例えば全体的な章立ての部分では、「就学前援助認定」とか「就学前～」という言葉が多いが、違う場面では「幼児教育」とある。「幼児教育」で市民がイメージするのは、保育所や幼稚園等の狭いところに留まる懸念があるのではないか。そこを統一して整理する必要があると思う。

22 ページに「ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援」がほしいというアンケートの回答結果が出ている。この部分を、プランの中にどう落としたのかが見えない。

29 ページ「子どもの学びの支援の充実」に「幼児教育・保育の無償化」とあるが、これは国がそう言っているのか調べてほしい。同じく 29 ページ(3)「多様な体験や学習の機会の提供」に「道徳教育の充実」は入っているが、「人権教育の充実」が入っていない。日本独自の道徳の概念はあるが、「多様な体験や学習」にはむしろ人権教育の方が幅広く多様ではないか。

40 ページの「道徳教育の充実」の中に「体験学習や人権教育・道徳教育を通して」とあるので、学校教育課の中でそういう収め方をしていると思うが、今回の推進プランの最も大事なところである子どもの権利について、理念等にしっかり入れていくという話だった。人権教育は、項目として入れていく必要があるのではないか。書き込まなければ、現実のヘイトサイトに対応できない。プランとして落としていくために、そこをきちんと立ち上げてほしい。

会長：人権教育について、しっかりとここに書き込まなければ子どもの貧困対策の根幹に関わるところではないか、とのご意見だと思う。29 ページに道徳教育だけでなく人権教育も入れる点について、いかがか。

事務局：おっしゃる通りだと思うので、29 ページの表記について追記したい。

会長：確かに、道徳教育と人権教育はまったく違うものである。貧困対策には人権教育は大変重要だと思うので、よろしくお願ひしたい。

用語について、「幼児教育・保育の無償化」は確認の上、国が言っている言葉で書いてほしいとのことである。

事務局：こども家庭庁で「幼児教育・保育の無償化」と表現されているので、このままの表記にしたい。

会長：あとご指摘のあった、幼児教育・保育と就学前教育は恐らく使い分けしていると読み取れるが、再度確認願いたい。幼児教育と保育のことを言っている部分と、就学前教育を言っている部分がきちんと整理されているか、確認願いたい。どちらの用語も使わないといけない部分があると思う。

最後に、22 ページの「ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援」の回答が多いが、このプランに落とし込んでいるのか、という点について説明願いたい。

事務局：具体的な事業として「子どもの居場所づくり」が明記されている箇所はない。居場所づくりについては、近年、国も力を入れており、調査結果もこのように反映されているので、亀岡市として重要なことだと捉えているが、現時点の素案には明記できていない。

委員：現状はそうだと思うが、23 ページに「亀岡市の貧困の状態にある家庭での子どもや保護者への支援として必要だと思う施策」の回答がある。その中に「1か所で複合的なケアが行えるように」というご意見もある。長い間亀岡市

で京都府の居場所事業をさせていただく中で、総合的に一つのところで抱きかかえられるような仕組みや事業がない。ヤングケアラーの事業、保護者の相談、もう一つ大事なのは本当に困っている人達を拾いきっているかということである。政策実施にあたり色々な協力が出ているが、既成のものばかりで、目新しい事業は何もないようだ。亀岡市では、4年前から宅食事業という一步進んだ対策を取っている。そこで拾った困窮している子ども達を具体的にどこで支援するのか、次のステージを提供できない状況だと思う。亀岡市が積み重ねてきた施策を、一歩一歩次のステージに押し上げていきたい。事業化しやすいし、政策として載せやすいのではないか。これらの回答と現状に対する提起があつたことを受けて、これからの方針の中にどんな形で落とし込むべきか、あとはスキルの問題だけではないか。是非、落とし込んでほしい。モデル事業もイメージしながら、今まで支援してくれている各種団体等をどう評価しながらスキルアップしてもらうのか。そのあたりが、この中に落とし込めていない。ここは慎重に時間をかけてほしい。

会長：4ページをご覧いただきたい。委員がおっしゃった点は、おそらく、子ども・子育て支援事業計画に反映されているのではないかと推測する。全体的・包括的な子ども支援は、子ども・子育て支援事業計画ではないか。貧困対策推進プランと子ども・子育て支援事業計画が独立してあるので、お互いが見えにくくなっている。そのため、12年度からこども計画として包含させるのではないか。このあたりについて、ご意見をいただきたい。

委員：これまで実際にさまざまな場面で困難な状況にある家族に関わってこられたことから生まれた貴重なご意見だったと思う。ただ一方で、こういうプランを国のスピードに合わせてやっていくというより、次期計画に慎重に載せていく必要もあると思いながら聞いていた。関係機関のヒアリング調査の中では、確かに特定の困難を抱えた子どもの居場所づくりについて挙がっているが、一方で特定の困難な状況にある子どもだけではなく、今回のプランはすべての子どもにというところもある。もう少しユーザー目線で丁寧に施策を展開していく必要もあるのではないか。今回のこの調査自体は、非常に貴重なデータでもある。こういう声を次にどのように活かしていくのか。今回の調査結果を公表することで、おそらく市民や実務者の目にさらされることになると思う。今後の検討に是非期待したい。委員のご意見は、非常に貴重なお話だと思う。

会長：こども家庭庁から出てきた居場所支援が、盛んに言われている。実装については、子育て支援センターでお考えのこともあるかもしれない。その立場からの意見をお願いしたい。

委員：居場所については、私は子育て支援拠点で見守ってきた。支援拠点を居場所とする方もたくさんいるが、時代と共に居場所の形が目に見える箱だけではない方もいると時々感じる。スマホやSNSでの意見等も当たり前で、もっと色々な広がりを持つ関係がある。不安もありながら、そこを活かしている。た

だ、人としては血の通った関わりがダイレクトにすべてのものに響いていくことを実感しながら、日々過ごしている。居場所づくりは、私どもにとっても課題である。

会長：子どもだけでなく、多世代の交流機関、居場所の実現も地域福祉から言われていることである。非常に包括的な意味を持つご指摘だったと思う。おそらくこの会議だけでは叶わない非常に大きなご指摘なので、亀岡市として居場所をどう実現していくか確認願いたいと思うが、いかがか。

事務局：委員のご意見は、ごもっともだと思う。子どもの居場所づくりに関する指針は、令和5年12月に国から出ている。この中で言われている子どもの定義は、ざっくり6歳前後から30歳前後と言われている。ここにヤングケアラーの対象者は40歳くらいまでみなさいとなっている。子どもって何かという状態で、そこがまさに委員がおっしゃっているところで、色々な世代、対象者がいることを検討しなければならない時期にきてる。子どもと若者が過ごす場所・時間・人の関係性すべてが居場所だと指針に書かれている。物理的な場だけでなく、体験の場面、オンラインの場面等も含め、多様なものを居場所として考えるとなると、それを一気に事業化だけするのかという話になる。委員が大切にされているのは、恐らく自分が和らげる場所という意味での居場所だと思う。また、もう少し気楽な場面が含まれることもある。そこには、親世代も含まれると思う。ユニバーサル・普遍的な場所と、ターゲット型・標的がある場所と、混合型がある。その中には、外国人の方やケアリーバーの方、もちろんヤングケアラーも入ると認識している。こういうことに対して、我々行政としてどう考えるのか。その協議をまさに始めたばかりで、まだ計画に載せるところまで至っていない。先ほどおっしゃっていただいたように、子ども・子育て支援事業計画の中に、居場所の一つである児童育成支援拠点については載っているが、第3の居場所やもう少し和らげる場所とはどういうものか、概念共有がまだできていないところもある。重層的支援体制整備を通じて、子どもだけではない、親だけではない、全世代を通じてどうするのか協議を始めたばかりであることを理解いただきたい。

委員：現状については、私もよく認識しているつもりである。多くの子ども達が健やかに育つ環境条件にあり、その部分はさほど積極的な対策を打たなければならぬ状況ではなく、むしろ継続的な見守りのステージで良いと思っている。しかし、貧困に関わる危機的な状況にいる世帯の子ども達の現場を日々回っていて、そこに対応できるプランの必要性を実感している。せっかく作るので、次の明かりが見えるような段階的な状況のものを用意しておかないと、その後のプランも低い位置からのスタートになってしまうのではないか。普遍的な貧困の子ども達が置かれている状況、また、その子ども達とともに生きている保護者の状況も非常に大変である。また、支援については、申請が原理原則になっているが、学校と福祉の連携は常日頃しっかりしてほしい。本日出席してい

る行政担当者も関わっていると思う。亀岡市のこのプランをより強固に推進していくためには、教育委員会と福祉分野がどんな形でマッチングできるのか。民間の各種団体機関とどう具体的なネットワークを構築できるのかを、きちんとイメージしておく必要がある。今回のプランだけでは、担当する職員や事業所もしんどいのではないか。それぞれのポジションのしんどさは、取りも直さず本当に困っている市民の皆さんに色々なサービスを提供できない悪循環に陥るのではないか。私も含め、各担当者にはそういったことをヒアリングして勉強しておく必要がある。

会長：計画への盛り込み方と、それを実装していく部分のご意見だった。覚悟をもってどう実装するのかだと思う。プランの中にはなかなか落とし込めないが、お互いに連携しながらどうしていくのか、検討願いたいというご要望だと受け止めた。

委員：今すぐ回答いただくことではなく、検討願いたいことが2点ある。29ページ（3）「多様な体験や学習の機会の提供」と、多様性について、子どもの多様性、文化的・民族的多様性等、多様性への配慮も今後の検討課題としてはもう少し盛り込めたらと思った。

46ページ「子どもの視点」の最後に「要保護児童対策地域協議会管理ケースにおいて、子どもが発達段階に応じて自らの意見を表明し、その意見が尊重される割合」を100%にするという数値目標がある。恐らく子どもの福祉の臨床に携わっている方は、意見を尊重しようとすることが大事であること、あるいは、そういうことを日頃の取組の中で意識されていると思う。ただ、一般の方が見た時に意見が尊重される度合いについて、誤解が生じるような気がしている。例えば、家に帰りたくないという子どもの意見が果たして最善なのか。必ずしも聞き入れられない場合もあると思う。ここはもう少し表現を工夫してほしい。

事務局：ここは、難しいところだと思っている。発言してはいけないということを止めるものではない。子ども自身が話しても良いことについて一旦聞く行為のことを「尊重」という言葉にしている。一考しながら修正したい。

会長：他市、他県でも、色々と表現していると思う。一番良さそうなのを参考にしてもらいたい。他県では、意見を尊重して家に帰したところ亡くなったケースが今年度あった。尊重は非常に難しいと思っている。検討願いたい。

委員：26ページの基本理念の下から3行目「子ども自身の意欲と適性に応じて教育を受けられる機会と権利」の「適性」や「意欲」は、どういう概念で入れているのか。多くの方は「適性」という言葉を受け流すことができると思う。「適性」の中に入れる人達と、自分の力ではどうしようもない「適性」の範囲に入れない人達がいることを、我々元気な者はなかなか学べないし、意識変革ができない。私もかつてそうであった。特別支援学級や学校における支援教育の中に置かれている子ども達が、このことでどれだけ悲しい思いをしているか。

過去に苦い経験をたくさんしている方もいる。どうしても使わなければならぬ文言であれば良いが、基本理念の中に入れる必要はあるのか。子ども達が意欲を持てるような家庭環境があったかどうかは、社会の問題であり大人の問題である。「適性」も生まれつきで、どうしようもない状況で枠の中に入れられる。長い間、世界的にも「適性」という言葉を使っているグループと使わないグループがあり、90年代にこの言葉は慎重に使う動きが起きた。多様性を持ちながら生きしていくことを、一方で謳っている。教育を受ける権利・機会は、むしろ社会が多様な形で提供できる状況をどう作るかを基本理念に入れるべきだと思う。検討願いたい。

事務局：ご意見のとおり、「適性」という言葉ははまらないと感じている。該当箇所を抜くか、「多様性に応じて」などの表現を検討したい。

会長：「意欲」の表現も必要ないと思う。意欲がなさそうに見えて本当はある子、意欲を出せない子もいる。特に貧困の子ども達は、将来が見えない。そういう子達が、意欲がないと判断されていることに危惧を示された意見だと思う。

委員：ここはすぐに回答をいただくよりは、ここで何を表現しようとしたのか、少し吟味いただいた方が良いのではないか。恐らくそういう意図で用いたつもりはなかったと思うが、時代に適していないことは確実である。恐らく、意欲がないように見える子ども達にもという思いは、行政もお持ちだと認識している。ここで表現したかったことは何か、もう少し吟味願いたい。

委員：「子ども自身の～」の「自身」も要らないと思う。

会長：吟味していただき、正確な意図が伝わる文言にしてはどうかとのご提案である。他に、ご意見はあるか。

委員：現場目線で話をすると、貧困という一つの括りではあるが、実際に子ども達を見ていると色々なことが複雑に絡み合っている。例えば不登校は、驚くくらい右肩上がりである。自校では、433人中40人は軽く超えている。その中でも色々なことを抱えていたり、色々な環境であったりする。先ほど居場所の話があったが、学校ではまずは安否確認のために学校と何らかの形でつながるようにしている。しかし、それもできないところがある。親御さんにも連絡が取れず、子どもさんにもなかなか会えない。下の子どもが保育園や幼稚園に通っている場合は、そこに出向いて、そこで何とか接点を持つ等、幅広く対応しなければならない。教育委員会では、大きな課題として取り組んでいる。それと、虐待やヤングケアラー等、さまざまなものがある。26ページの「目指す姿」を変える必要はないが、子どもや家庭が中心になり、それを行政等、多方面からバックアップするということがわかれば良い。それと、教育委員会や各課が実施している事業が、もう少しわかりやすくあれば良いと思った。色々な支援を得る時に基本的には申請することになるが、例えば経済的にしんどい場合は学校に相談される。奨学金等、さまざまな支援が多種多様ある中で、どれが適切かなかなか紹介できない。ここに行けばというような何か具体的に現れるよう

なものがあれば、有難い。複雑に絡んでいるからこそカテゴリーわけするのはやむを得ないと思うが、より具体的なものがあれば良いと感じている。

委 員：同じようなことになるが、本当に困っている子ども達にどれだけ支援ができるのか、色々と思うところがある。宅食事業を活用している家庭の状況を教えてもらえて有難いところはあるが、次のステップがない。学校もそれ以上踏み込めないところがある。何とか次にどうしていこうかというところが見つかれば良い。子ども達の意欲はあると思うが、何らかの環境要因で自己肯定感が低くなっているところが問題だと思う。子どもが本当に楽しい、やりたいという思いが持てるように、学校は工夫していく必要があると日々思っている。そのあたりの工夫改善は、学校でも頑張っていきたい。

会 長：今のような話を伺うと、気になるのが39ページの「スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携した支援」である。別のところで「生活アドバイザー（SSW）」という記載がある。委員がおっしゃった、宅食事業を利用している家庭が見つかった時に福祉の仕事をするのがスクールソーシャルワーカーである。このネーミングと、ここに書かれている内容が全然違う。ここに記載されて本当にスクールソーシャルワーカーの仕事をしてもらえると、委員のような熱心な学校の先生方がいらっしゃるので、グッと進むと思う。ここを今すぐ変えてほしいということではないが、スクールソーシャルワークの研究をしている者としては、気になった。

保育園や幼児教育のところから小学校につながっていくと思うが、この点からのご意見をお願いしたい。

委 員：皆さまのご意見を聞いて、学ばせていただいている。子どもの居場所づくりや子どもの人権については、日々保育の中で大事にしている。子どもだけでなく、保護者特にお母さんの心の居場所がすごく大切だと感じている。朝、子どもを送ってきた時に、子育てに疲れて泣き崩れる方がいた。まず担任が受け止めて時間を取ってお母さんと話をする等、真摯に向き合っている。23ページの3つ目に「保護者と関係性を築いていくことを支援の第一に置いた場合、子どもを介してつながりが生まれる保育所や教育機関への人員や専門職の配置を充実させていくこと。」とある。保育現場で保育が専門職の我々が、さらにそこから保護者の相談や子どもの支援を求められることがとても多い。それが現場の特に若い職員にとっては、大変重い仕事になってきてることも事実である。保護者も仕事をされているので、園に対して求めてこられることはしっかり受け止め、一人ひとりとこぼさずに保護者にも向き合って保育を進めていきたいという思いである。

会 長：学校・保育現場の委員から現実についての話があり、このプランに心を添えていくというか、プランだけでは追い付かない部分をどうしていくのかという点に言及していただけた。お母さん達は、すごく困っておられる。貧困で育つ子ども達と保護者のメンタルは、危機的な状況だと思う。

保健所の役割も大きいと思うが、いかがか。

委 員：保健所にも当然ながら直接、色々なご相談がある。それと、市や団体からの相談も多々ある。その中で、より丁寧な対応に取り組んでいる。関係機関と連携を十分とり、困りごとにきちんと対応していきたいと考えている。精神関係、不登校も含め、さまざまな案件について、学校含めてきちんと対応してつなげていきたい。

会 長：プランに対するご意見ご質問と共に、現場の話もたくさんいただいた。プランはどうしても無機質になるので、それをどう皆で進めていくのかというところについて、話をいただけたと思う。

委 員：26 ページの基本理念の2行目「子を持ち」とあるが、この時代に子を持つか持たないかというのは、いかがなものか。北京で開催された第4回世界女性会議で、生むか生まないか女性達が決めるという指針が示された。元々その権利が女性になかった時代を超えて「子を持ち」という文言は、整理するべきだと提案しておきたい。

現場の先生方や、行政職員で支援にあたっている皆さんが何に一番困っているか、よくわかる。最後の詰めの家庭訪問でどんな話の持っていき方をするか。下調べはついているが、スクールソーシャルワーカー等の専門職も困っている。そういう時にアドバイスしてくれるチームがあれば、先生方も要対協の支援員も助かると思う。法的な線があり、現場に入れない職員や先生方が多い。命がかかっている現場や、虐待現場等がある時に、心配でも外からしか見られない。誰だったら中に入れるのか、アドバイスできる仕組みがないからそこで止まってしまう。この推進プランの先で現場は困っている。ここに書いてあることは、現場では既に取り組まれている。そこから突き抜けるためのアドバイスができる仕組みを考えておかないと、各関係機関や職員はどこに相談すれば良いかわからない。専門家が相談するところが必要だと思う。

会 長：説明の中で重層的支援体制整備事業に触れていただいた。そこが上手く回っている市では、ご意見のようなことができている。専門職が集まるカンファレンスがしっかりできている自治体は、本当に上手くいき始めている。熱心な現場職員が多いので、重層に期待が持てるのではないか。そこが一つヒントだと思う。

今後の進め方について、事務局から報告願いたい。

- ・事務局より、今後の進め方について報告
- ・副会長より、閉会あいさつ

3. 閉会